

2020年12月9日

新型コロナウイルスに関連するノースカロライナ州の夜間自宅待機等の指示

12月8日(火)、クーパー・ノースカロライナ州知事は、州知事令(EXECTIVE ORDER NO. 181)に署名しました。同州知事令に基づき、12月11日(金)午後5時から当面1月8日(金)午後5時までの間、以下の措置等を追加するとしています。詳細は、以下州知事室プレスリリース等をご確認ください。

- 特定業種及び施設(レストラン、バー、娯楽施設、公園、博物館・水族館、特定の小売業及びその他の商業)は、午後10時から午前5時までの間の営業禁止(小売業のうち、グローサリーストア、医薬品販売、燃料販売、ヘルスケア製品販売の小売業者は例外とされている等、例外規定が示されています)。
- 州内の個人は、午後10時から午前5時のまで間の自宅待機(本指示の例外とされている業種に対する通勤・就業、食料や医薬品等の購入等は認めるとされています)。